

日本放送協会の放送法第 20 条第 2 項第 2 号及び第 3 号の業務の実施基準 の変更の認可申請に対する総務省の考え方

I 経緯等

令和 2 年 11 月 10 日、日本放送協会（以下「協会」という。）から、放送法（昭和 25 年法律第 132 号。）第 20 条第 9 項の規定に基づき、同条第 2 項第 2 号及び第 3 号に規定するインターネットを通じて放送番組等を提供する業務（以下「インターネット活用業務」という。）の実施基準の変更について認可申請があった。協会からの申請の概要、申請に対する現時点における総務省の考え方は以下のとおりである。

II 申請の概要

協会においては、総務大臣の認可を受けた実施基準に基づき、インターネット活用業務を実施しているところ、今回、実施基準の変更について総務大臣の認可申請を行ったものである。協会から申請のあった実施基準の変更案（以下「変更案」という。）は別添のとおりであり、

- ア インターネット活用業務の実施に要する費用の上限について、「各年度の受信料収入の 2.5%の上限とする」ことから「年額 200 億円を超えないもの」に改めること
 - イ 「オリンピック・パラリンピック東京大会に係る取り組み」について、実施予定額を「20 億円以下」とする定め及びその費用について実施計画で内容等を明示する定めを削除すること
 - ウ 2号受信料財源業務¹として行われる総合テレビジョン放送及び教育テレビジョン放送の見逃し番組配信（以下「地上テレビ見逃し番組配信」という。）のうち地方向け放送番組（同一内容で全国向けに再放送した番組を除く。）の提供期間について、放送日の翌日から起算して「7日以内」から「14日以内」に改めること
 - エ 邦人向け協会国際衛星放送の放送中番組及び既放送番組の提供対象地域を日本国外に限定すること
 - オ 2号受信料財源業務として行われる総合テレビジョン放送及び教育テレビジョン放送の同時配信（以下「地上テレビ同時配信」という。）の提供時間について、当分の間、「限定して行う」ことから「限定して行うことがあり」に改めること
- 等とするものである。

¹ 本文書における「2号受信料財源業務」は、現行の実施基準第2条第4号に定める、放送番組等を電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務（放送に該当するものを除く。）（法第20条第2項第2号の業務）のうち、専ら受信料を財源として行うものをいう。

Ⅲ 現時点における総務省の考え方

(1) 基本的な考え方

変更案の認可に当たっては、「日本放送協会のインターネット活用業務の実施基準の認可に関するガイドライン」（総務省平成 26 年 11 月。令和元年 9 月改定。以下「ガイドライン」という。）における審査項目に照らして、総務省の考え方について検討を行う。

(2) ガイドラインに照らした検討

1. 法第 15 条の目的達成に資すること（法第 20 条第 10 項第 1 号関係）

(1) 公共放送としての協会が行うものとして適切な業務であること

変更案は、2号受信料財源業務について、業務の実施方法の一部等を変更するものであるが、業務内容を変更するものではなく、公共放送として協会が行うものとして、引き続き、適切なものと認められる。

(2) 市場の競争を阻害しないこと

2号受信料財源業務の実施の方法については、変更案において、以下のように変更されている。

ア 地上テレビ同時配信について、現行の実施基準附則第 2 条第 2 項において、「当分の間、（中略）提供時間を限定して行うもの」とされていたものを、変更案附則第 2 条第 1 項では「当分の間、（中略）提供時間を限定して行うことがある」に変更

イ 地上テレビ見逃し番組配信のうち地方向け放送番組の提供期間について、放送日の翌日から起算して「7 日以内」とされていたものを、「14 日以内」に変更

これらの点について、インターネット上のコンテンツ配信市場が拡大する中変更案によるインターネット活用業務の実施によって、広告収入により提供されるコンテンツ配信市場に直接影響するものではなく、また、現行の実施基準第 9 条に基づき、協会の会長の諮問機関として設置されるインターネット活用業務審査・評価委員会（以下「審査・評価委員会」という。）から、インターネット活用業務の公共性及び市場競争への影響等の業務の適切性の確保する観点による見解を求めることとされていることも勘案すれば、直ちに市場の競争を阻害するおそれは低いものと考えられる。

また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関し、基本的には協会と民間放送事業者等が事前に調整の上、配信を行うものであり、協会が民間放送事業者

等との事前調整の結果にしたがって実施する限りにおいては、直ちに市場の競争を阻害するおそれは低いものと考えられる。

(3) 特定の外部事業者に対し不当な差別的取扱い等をするものでないこと

変更案において、現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。

(4) 外部事業者及び民間競争事業者からの意見・苦情等を適正に取り扱うために必要な措置を講ずるものであること

現行の実施基準第9条第4項の審査・評価委員会による外部事業者への意見の求めができる場合について、変更案は、一部表現の変更を行っているが、実質的な変更となるものではないため、引き続き、適切なものと認められる。

(5) 地方向けの放送番組の提供に関する事項が適正かつ明確に定められていること

現行の実施基準第14条第3項において、地上テレビ見逃し番組配信の提供期間及び時間については、「放送日の翌日から起算して7日以内に終了する」と定められているところ、変更案第14条第3項において、地上テレビ見逃し番組配信のうち地方向け放送番組の提供期間及び時間については、「放送日の翌日から起算して14日以内に終了する」という、ただし書を追記している。この定めについては、協会の報道発表資料²によると、地上テレビ見逃し番組配信のうち地方向け放送番組の提供は、放送直後に配信開始できない場合も考えられるため、配信期間が相当程度短くなることを避けるために、配信期間について特別の定めをしていることから、地方向けの放送番組の提供に関する事項が適正かつ明確に定められているものと認められる。

なお、現行の実施基準附則第3条の「令和3年度以降の地方向け放送番組の提供に係る取り組みについては、令和2年度中にその計画を明らかにする」との定めが、変更案においては削除されている。これについては、変更案の施行期日を定める変更案附則第1条第2項の定めにより、現行の実施基準附則第3条は令和2年度内まで有効であることから、令和2年度中に令和3年度以降の地方向け放送番組の提供に係る取り組みについては、同条に基づき計画が明らかにされることが確保されるものである。

² 令和2年11月10日協会報道発表資料「NHKインターネット活用業務実施基準 変更案について」における「2.地方向け放送番組の配信強化」参照。

(6) 他の放送事業者との協力に関する事項が適正かつ明確に定められていること

変更案において、現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。

(7) 営利を目的とする業務でないこと

変更案において、現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。

(8) 営業活動が公正かつ適切な方法により行われるものであること

変更案において、現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。

2. 業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ明確に定められていること（法第 20 条第 10 項第 2 号関係）

(1) 業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ明確に定められていること

変更案に記載されている内容に照らして検討を行った結果は以下のとおりである。

A) 業務の種類及び業務の内容

変更案において、現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。

B) 業務の実施方法

変更案において、2号受信料財源業務及び2号有料業務³について、ガイドラインにおいて求めている①、②及び⑦の項目について以下の下線箇所のとおり変更されているところ、業務の種類、内容及び実施方法がそれぞれ明確に記載されていることから、適切なものと認められる。

① サービスの提供期間及び時間に関する事項

記載箇所	現行	変更案
第 14 条第 3 項	放送の翌日から起算して7日以内に終了する。	放送の翌日から起算して7日以内に終了する。 <u>ただし、地上テレビ同時配信のうち地方向け放送番組については、放送日の翌日から起算して14日以内に終了するとしている。</u>
附則第 2 条	地上テレビ同時配信について、当分の間、提供時間を限定して行うとしている。	地上テレビ同時配信について、当分の間、提供時間を限定して行う <u>ことがある</u> としている。

② サービスの提供区域に関する事項

記載箇所	現行	変更案
第 14 条第 4 項	制限を設けない。	<u>放送中番組及び既放送番組のうち邦人向け協会国際衛星放送の放送番組に係るものについては日本国外に限ることとしている。</u>

³ 本文書における「2号有料業務」は、現行の実施基準第2条第5号に定める、放送番組等を電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務（放送に該当するもの及び協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に一般の利用に供する業務を除く。）（法第20条第2項第2号の業務）のうち、専ら受信料を財源として行うもの以外のものをいう。

⑦ 地方向けの放送番組の提供に関する事項

記載箇所	現行	変更案
附則第3条 (削除)	令和3年度以降の地方向け放送番組の提供に係る取り組みについては、令和2年度中にその計画を明らかにする。	削除

(2) 業務の対象が、法に規定されている範囲に収まっていること

変更案において、現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。

3. 業務の種類、内容及び実施方法並びに2号業務に関する料金その他の提供条件に関する事項が、協会の放送を受信できる受信設備を設置した者について、法第64条第1項の規定により協会とその放送の受信についての契約をしなければならないこととされている趣旨に照らして、不適切なものでないこと（法第20条第10項第3号関係）

変更案において、2号受信料財源業務の実施方法のうち地上テレビ同時配信の提供時間について、当分の間、「限定して行う」とされていたものを「限定して行うことがあり」に、地上テレビ見逃し番組配信のうち地方向け放送番組の提供期間について、放送日の翌日から起算して「7日以内」とされていたものを「14日以内」に変更されている。

しかしながら、協会に対して利用申込みを行っていない者や、利用申込みを行ったものの受信契約を締結している事実を確認できない者等について、地上テレビ同時配信の画面上に、協会との受信契約を確認するための情報提供を求める旨のメッセージを表示する措置や、地上テレビ見逃し番組配信を利用できない状態とする措置について、現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、受信料制度の趣旨を損なうものではないと認められる。

4. 業務の実施に過大な費用を要するものでないこと（法第20条第10項第4号関係）

(1) 受信料財源業務の実施に要する費用の上限が適正かつ明確に定められていること

① 2号受信料財源業務

変更案において、以下のように変更されている。

ア 2号受信料財源業務の実施に要する費用の上限について、現行の実施基準第17条第1項において、「各年度の受信料収入の2.5%を上限とする」とされていたものを、変更案第17条第2項において、「年額200億円を超えないものとする」に変更

イ 「オリンピック・パラリンピック東京大会に係る取り組み」の実施に要する費用について、その上限を「20億円以下」とする現行の実施基準附則第4条第4項を削除し、アの上限の中に含まれるよう変更

これらの変更について、審査項目（イ）費用の上限の明確性、及び（ロ）費用の上限の適正性、に照らして検討を行う。

（イ）費用の上限の明確性

変更案では、アに記載したとおり、2号受信料財源業務の実施に要する費用の上限は「年額200億円を超えないもの」とされており、明確に定められていると認められる。⁴

（ロ）費用の上限の適正性

本項目については、変更案別添1の「インターネット活用業務の実施に要する費用に関する事項の算定根拠」（以下「算定根拠」という。）によると、協会がインターネット活用業務の実施に要する費用について、令和2年度予算に比べて増額を見込んでいることについて検討する。

まず、変更案におけるインターネット活用業務全体の実施に要する費用の見込額について検討する。

これらの見込みについて、

⁴ 協会が令和2年9月15日に公表し、翌16日から同年10月15日まで意見募集を行った「NHKインターネット活用業務実施基準の変更素案」の第17条第1項中、次の2点は、放送法及びそのガイドライン（審査基準）に反するものであった。

①費用の上限が定められていないのは、ガイドラインに反すること

②総務大臣の認可の対象である「インターネット活用業務の実施基準」ではなく、総務大臣の認可の対象外である中期経営計画に費用上限を記載することとされていたのは、放送法第20条第9項の総務大臣認可の趣旨を潜脱すること

今後協会においては、これらの点を認識し、放送法等の趣旨を十分踏まえた案を示されるよう留意されたい。

1) 国内インターネット活用業務のうち「常時同時配信等業務」については、令和2年度予算における54億円に対し、令和3年度は54億円、令和4年度は62億円、令和5年度は64億円が見込まれている。

これについては、

- ・ 配信関連費として、地上テレビ同時配信の提供時間の増加や利用者の増加、配信基盤やセキュリティ・プライバシー対策の強化に伴う費用の増加による増額が見込まれていること
- ・ 地上テレビ見逃し番組配信のうち地方向け放送番組の提供について、配信設備整備に係る費用及び配信番組数の増加による増額や大阪拠点放送局の番組をはじめ他の放送局で放送した番組を含めて見逃し番組配信を実施することによる増額が見込まれていること

が示されている。

2) 国内インターネット活用業務のうち1)以外の業務については、令和2年度予算における109億円(東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る19億円を含む。)に対し、令和3年度は110億円(東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る17億円を含む。)、令和4年度は95億円、令和5年度は93億円が見込まれている。

これについては、

- ・ 気象情報の手話CGの取組などのユニバーサル・サービスに要する費用、防災・減災、感染症関連情報の提供、教育などの情報提供の取組を強化する一方で、費用を一層抑制的に管理することで総額の圧縮を図るとされていること
- ・ コンテンツ制作関連費及び配信関連費について、東京オリンピック・パラリンピック競技大会及び北京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る費用を含め、令和3年度は60億円と17億円がそれぞれ見込まれており、ワールドカップサッカー・カタール大会におけるデジタル展開に要する費用が見込まれる令和4年度には50億円と13億円にそれぞれ抑えられ、特段事情のない令和5年度にも同額を見込んでいること

が示されている。

3) 国際インターネット活用業務に係る費用について、令和2年度予算における25億円に対し、令和3年度は28億円、令和4年度は32億円、令和5年度は34億円が見込まれている。

これについては、

- ・ 世界に向けて日本の理解を促進する情報や地域の魅力を伝える情報の発信を行う国際放送番組の配信の強化や多言語化の推進による増額
- ・ 在外邦人の安全を守るための邦人向けテレビジョン国際放送について、一部番組の海外向け配信の開始による増額

- ・ 外国人向けテレビジョン国際放送について、外国配信事業者のウェブサイト等を通じた配信対象地域を順次拡大にすることに伴う権利確保に要する費用や外国配信事業者に対する配信費用の支払による増額が示されている。

これらの1)～3)を考慮すれば、地上テレビ見逃し番組配信のうち地方向け放送番組の提供や国際インターネット活用業務といった協会の目的達成に資する業務であることやその理由も認められ、費用の増加についても、おおむね一定の合理性があると考えられる。

次に、2号受信料財源業務の実施に要する費用の上限について検討する。変更案第17条第2項においては、「年額200億円」とされているところ、令和3年度から令和5年度までの実施に要する費用の見込額は189億円から192億円とされている。

費用上限額は、算定根拠によると、「常時同時配信等業務の想定を超える利用増に伴う費用の増加」や、放送法の努力義務である、他の放送事業者が行うインターネット配信業務への協力や地上テレビ見逃し番組配信のうち地方向け放送番組の提供のほか、国際インターネット活用業務といった協会の役割や社会的要請等を踏まえた新規の取り組みの開始といった、「現時点では見通すことの出来ない将来の支出があり得る」ことによるとされている。

以上を踏まえると、費用の上限額と見込額の差分については、不適切とまでは言えない。

ただし、変更案第17条第1項において、「実施しようとする業務が真に必要なもので有効なものか、受信料財源により賄うことが妥当かなどの観点から不断に点検して抑制的な管理に努める」旨が定められていることを踏まえ、2号受信料財源業務の実施に要する費用が算定根拠に記載されている各年度の見通し総額を超える金額にならないよう努めるとともに、上述の「現時点では見通すことの出来ない将来の支出」などにより令和3年度から令和5年度までにおける各年度の見通し総額を上回ることとなった場合には、当該年度の実施計画・業務報告書等において、その旨及び理由を明らかとすることが求められる。

② 3号受信料財源業務⁵

変更案において、「災害等の緊急時に係る情報提供を迅速かつ広範に行うために

⁵ 本文書における「3号受信料財源業務」は、現行の実施基準第2条第6号に定める、放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて、一般の利用に供する事業を行う者（放送事業者及び外国放送事業者を除く。）に提供する業務（協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に提供する業務を除く。）（法第20条第2項第3号の業務）のうち、専ら受信料を財源として行うものをいう。

特に必要と認める場合」、「国際放送および協会国際衛星放送の放送番組の外国における視聴機会を拡大するために必要と認める場合」及び「その他特に公益上の意義があると認める場合」の費用上限について、現行の実施基準の「年額 1 億円を上限とする」とされていたものを「年額 1 億円を超えない額」とする変更を行っているが、実質的な変更となるものではないため、引き続き、適切なものと認められる。

(2) インターネット活用業務全体の実施に要する費用が、任意業務の趣旨に照らして適切な規模であること

2号受信料財源業務の実施に要する費用の上限については、現行の実施基準第17条第1項においては、「各年度の受信料収入の2.5%」とされているところ、変更案第17条第2項においては「年額200億円」に変更されている。

現行の実施基準における令和2年度の2号受信料財源業務の実施に要する費用の上限は、受信料収入の2.5%であるところ、令和2年度予算の受信料収入に当てはめると174億円相当であり、加えて、現行の実施基準附則第4条第4項において示されている東京オリンピック・パラリンピック競技大会の実施予定額の上限が20億円以下であり、合計194億円相当であるのに対して、変更案における上限額は200億円と増加している。

一方、変更案の別紙「NHK経営計画における受信料及び収支の見通しの算定根拠等(案)」によると、令和3年度以降の受信料収入については、各年度6,700億円を見込んでおり、協会の業務全体の経費を630億円程度削減する中で、インターネット活用業務を含む業務に130億円程度重点投資することとしている。

協会が、業務全体の経費を削減することとしている中で、インターネット活用業務の2号受信料財源業務として、地上テレビ見逃し番組配信のうち地方向け放送番組の提供や国際インターネット活用業務の費用を増加させているものの、増加分は全体の経費削減の規模に対して一部にとどまっており、かつ、費用の増加については協会の目的達成に資する業務やその理由があるものと認められることから、協会の事業収支に影響を与えるものではなく、任意業務の趣旨に照らしても一定の合理性のある規模にとどまっていると認められる。

5. 第2項第2号の業務にあつては、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと（法第20条第10項第5号関係）

変更案において、現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。

6. 第2項第2号の業務にあつては、利用者の利益を不当に害するものでないこと（法第20条第10項第6号関係）

（1）サービスの利用条件等に対する考え方が適正かつ明確に定められていること

変更案において、現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。

（2）サービスの内容、利用条件等について、利用者に対してあらかじめ明示するための必要な措置を講ずるものであること

変更案において、現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。

（3）インターネット活用業務に関する個人情報その他の情報の適正な取扱いに関する事項について必要な措置を講ずるものであること

変更案において、現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。

（4）利用者からの意見・苦情等を適正に取り扱うために必要な措置を講ずるものであること

変更案において、現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。

（5）サービスの利用に必要な設備等の満たすべき要件が適正かつ明確に定められていること

変更案において、現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。

7. 施行規則第 12 条の 2 で定める実施基準の記載事項が適正かつ明確に定められていること

(1) インターネット活用業務に関する苦情その他の意見の受付及び処理に関する事項が適正かつ明確に定められていること

変更案において、現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。

(2) 経理に関する事項が適正かつ明確に定められていること

A) 区分経理の実施方法について適正かつ明確に定められていること

変更案において、区分経理等に係る経過措置を定めた現行の実施基準の附則 8 条が削除されているが、当該規定が令和元年度における経過措置であることによるものであり、削除による影響はなく、引き続き、適切なものと認められる。

B) 費用の整理に関する計算方法について、次の(イ)～(ハ)⁶に掲げる事項を実施計画において定める旨が適正かつ明確に定められていること

変更案において、現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。

C) 費用明細表の作成

インターネット活用業務に係る費用については、現行の実施基準第 42 条第 6 項において、放送法施行規則第 32 条第 6 項の様式に従い、費用明細表を作成することとなっていることに加え、現行の実施基準附則第 4 条第 5 項により、令和 2 年度に係る費用明細表には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る業務の実施予定額について、その内訳を併せて表示することとなっている。

変更案においては、現行の実施基準附則第 4 条第 5 項が削除されているが、これは令和 2 年度に係る費用明細表の作成に関するものであるため、同項の削除は不適切とまでは言えない。

ただし、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る実施費用については、国民・視聴者の関心が高く、受信料で賄われる当該実施費用が相当規模となることが見込まれているところ、その用途を国民・視聴者に開示し、会計上の透明性を更に高

⁶ ガイドラインにおいて、次の(イ)～(ハ)が審査項目とされている。

- (イ) 費用と業務との対応関係
- (ロ) 直課又は配賦の別
- (ハ) 配賦基準

めることが適当と考えられる。

このため、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る対象業務の内容及び実施に係る費用については、令和3年度の実施計画・業務報告書等において記載することが求められる。

D) インターネット活用業務の実施に要する費用の開示方法について適正かつ明確に定められていること

現行の実施基準附則第5条においては、令和2年度に行うインターネット活用業務として地上テレビ見逃し番組配信のうち地方向け放送番組の提供に係る業務等を行うに当たり、予算執行時に予算の上限を超過する場合には、他の項からの予算流用について、経営委員会の議決を経たときに、当該業務に要した費用について令和2年度の業務報告書に掲載して公表する旨が定められている。

変更案においては、当該規定が削除されているが、変更案附則第1条第3項において現行の実施基準「附則第5条に則り、令和2年度のインターネット活用業務」が現行の実施基準で定めた上限を超えて実施された場合に、費用の公表については、「従前の例による」とされており、適当なものと認められる。

E) 区分経理の実施の適正を確保するための措置について適正かつ明確に定められていること

変更案において、現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。

F) 事業収支差金の取扱いについて適正かつ明確に定められていること（有料業務に適用）

変更案において、現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。

(3) 法第20条第13項の実施計画の実施の状況及びその評価に関する資料の作成及び公表に関する事項が適正かつ明確に定められていること

変更案において、現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。

(4)(3)による評価の結果も踏まえた法第20条第17項の規定に基づくインターネット活用業務の実施の状況の評価及び当該インターネット活用業務の改善に関する事項

変更案第8条第2項においては、インターネット活用業務の実施状況の評価について、「技術の発達および需要の動向その他の事情を勘案」という文言が追加され、毎年度の評価への勘案要素が追加されているところ、放送法第20条第17項の文言が定められたものであり、適切なものと認められる。

IV. 結論

以上の審査結果に基づき、本件認可申請について、次の事項が適切に履行されることを前提として、これを認可することが適当であると考える。

- ア 2号受信料財源業務の実施に要する費用が算定根拠に記載されている各年度の見通し総額を超える金額にならないよう努めるとともに、各年度の見通し総額を上回ることとなった場合には、当該年度の実施計画・業務報告書等において、その旨及び理由を明らかにすること
- イ 「オリンピック・パラリンピック東京大会に係る取り組み」について、対象業務の内容及び実施に係る費用については、令和3年度の実施計画・業務報告書等において記載すること

V. 今後のプロセス

今回の認可申請については、透明性の高いプロセスの下で、広く国民・視聴者の意見を踏まえつつ検討を進めるため、令和2年11月25日から12月24日までの間、意見募集を行うこととする。

今後、総務省においては、意見募集により寄せられた意見を踏まえ、更に検討を行い、認可の適否について電波監理審議会への諮問を行う予定である。